令和6年度 第1回 公正職務審査会 議事概要

1	日時	令和7年1月22日(水)10時00分~10時50分
2	開催場所	西宮市役所本庁舎A571会議室
3	出席者	委員:工藤委員、渡辺委員、前田委員 事務局:総務総括室長、総務課担当課長(内部統制等)、総務課係長、総務課職 員
4	議事	「西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」運用状況の報告
		■委員意見 業務に支障が出るほどの執拗な不当要求行為は、西宮市職員の公正な職務の 執行の確保に関する条例(以下「条例」という。)第2条第4号ア(イ)では なく、同条同号ウに該当するのでは。 ●事務局回答 不当要求行為によって複数の規定に該当することはありうる。
		特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。
5	議事要旨	■委員意見 (1)条例第4条第2項に要望等にかかる録音ができる旨の規定があるが、録画により記録することも有用であろう。 (2)市が録音すると相手方による録音も要求されることが想定される。 ●事務局回答 (1)録画についてはプライバシー保護等の課題を整理する必要がある。 (2)基本的には相手方の録音についての拒否は困難であると考えられ、録音された内容がSNS等で拡散される等の懸念がある。
		●委員意見 不当要求行為を受けた職員が自身で抱え込まないようにする方策はあるか。 ■事務局回答 条例の規定に基づく具体的な取組み方法や基準については条例の逐条解説や マニュアルを整備している。なお、暴力事案については制度所管課が暴力対策 マニュアルを作成している。
		 ●委員意見 昨今、カスタマーハラスメントが話題となっている。職員の心身の安全を守るための対策が重要となるであろう。 ■事務局回答 西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例や暴力対策マニュアルをカスタマーハラスメント対策に活用できると考えているが、より実効的な対策について研究する。